

令和3年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金
(中小企業等外国出願支援事業)

公募要領

◇公募期間◇

令和3年6月1日(火)～令和3年6月30日(水)

◇提出方法◇

郵送又は電子メール

郵送の場合・・・令和3年6月30日(水)必着

電子メールの場合・・・令和3年6月30日(水)午後5時までの着信

◇提出先◇

〒600-8813

京都府京都市下京区中堂寺南町134

公益財団法人京都高度技術研究所 地域産業活性化本部 企業成長支援部

令和3年5月

公益財団法人京都高度技術研究所

公益財団法人京都高度技術研究所は、知的財産権を活用して外国への事業展開等を計画している京都市内の中小企業者等を支援するため、中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）交付要綱（令和3年3月22日付け20210311特第1号）（以下「実施要綱」という。）及び中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）実施要領（令和3年3月22日付け20210322特第2号。以下「実施要領」という。）に基づき外国出願支援事業の公募を実施する。

1. 補助対象中小企業者等

(1) 京都市内に本社を有し事業を実施している中小企業者等又はそれら中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）であること。

中小企業者とは、下表に示す事業者であること。

業種分類	資本金及び従業員
① ゴム製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下又は900人以下
② 旅館業	5,000万円以下又は200人以下
③ 製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業又は情報処理サービス業、その他の業種(④～⑥を除く)	3億円以下または300人以下
④ 卸売業	1億円以下又は100人以下
⑤ サービス業	5,000万円以下又は100人以下
⑥ 小売業	5,000万円以下又は50人以下

* 地域団体商標に係る外国出願については、事業協同組合、商工会、商工会議所、NPO法人を含む。

(2) みなし大企業に該当しないこと。

「みなし大企業」とは次のいずれかに該当する者を言います。

- ① 大企業(※)が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している中小企業者。
- ② 大企業(※)が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している中小企業者。
- ③ 役員総数の2分の1以上を大企業(※)の役員又は職員が兼務している中小企業者。
- ④ 資本金又は出資の総額が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者。
- ⑤ 間接補助金申請時において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者。

(※) 大企業とは中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については大企業として取り扱わないものとします。

・中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社

・投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合。

- (3) 知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲がある中小企業者等であること。
- (4) 助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者等、あるいは助成を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認商標対策の意思を有している中小企業者等であること。
- (5) 補助金を受けるにあたり、外国特許庁への出願業務を依頼する選任代理人の協力が得られること、または同等の書類を自らの責任で提出できる中小企業者等であること。
- (6) 補助事業終了後5年間の状況調査に協力すること。
- (7) 「暴力団排除に関する誓約事項」の記載内容に該当しないこと。

2. 対象出願要件

(1) 特許、実用新案、意匠、商標及び冒認対策商標の外国特許庁への出願であること。

(2) 申請書提出時点において既に日本国特許庁に行っている出願（PCT国際出願を含む）であって、以下のいずれかの方法により、令和3年12月20日までに外国特許庁へ同一の出願を行い、令和4年1月20日までに実績報告書を提出することが可能であること。

・パリ条約に基づき、優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法

・特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

（PCT出願を同国の国内段階に移行する方法）

※ダイレクトPCT出願の場合、PCT国際出願時に日本国を指定締約国に含み、国内移行する案件に限ります。

また、受理官庁へのPCT出願及び国内移行までの各手続（国際段階の各手続）に係る費用は本補助金の対象にはなりません。

・ハーグ協定議定書に基づき、外国特許庁への意匠出願を行う方法

※日本国をハーグ協定議定書に基づく出願の指定締約国に含んでいる案件に限ります。

・マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

(3) 国内の先行技術調査等からみて外国での権利取得の可能性が否定されないと判断される出願であること。

3. 助成対象経費

- ・外国特許庁への出願手数料・現地代理人費用・国内代理人費用・翻訳費用 など

4. 補助内容

- ・補助率 助成対象経費の1/2以内（ただし1,000円未満切り捨て）
 - ・特許150万円以内/件
 - ・実用新案、意匠、商標（冒認対策商標は除く）60万円以内/件
 - ・冒認対策商標30万円以内/件
- ※1企業に対する一会計年度内の補助金の総額は300万円以内、消費税等を除く。

5. 受付期間

令和3年6月1日（火）～令和3年6月30日（水）

6. 申請方法

間接補助金交付申請書に記入のうえ、必要書類を添付し、電子メール又は郵送により申込み。

- ・郵送：令和3年6月30日（水）必着
- ・電子メール：令和3年6月30日（水）午後5時までの着信
宛先：nogi@astem.or.jp 件名：外国出願交付申請（企業名）

※一度、提出された資料の差替えはできません。

※締め切り日時を過ぎた間接補助金交付申請書等の提出（メール送信含む）は受け付けません。

7. 選考基準

申請者からの申請内容を、外部の有識者で構成する審査委員によって審査委員会で評価を行い、採否を決定する。

<選考基準>

- ①先行技術調査等の結果からみて、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること。
- ②補助を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画していること。
または、補助を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有していること。
- ③産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。

※過去において本補助金の支援実績のある事業者については、査定状況報告書、フォローアップ調査票の提出有無が選考基準となります。

交付申請書（様式第1-1 2.項 若しくは 様式第1-2 2.項）の2. 過去における本補助金の支援実績で、「実績あり」の場合、以下のとおりとします。

- ・ 査定状況報告書
未提出の場合は、申請時までにご提出ください。
- ・ フォローアップ調査票
対象事業者（平成 27 年度～平成 31 年度採択）であるのに令和 2 年度のアンケート未回答の事業者は、今年度は採択できません。ただし、令和 3 年度に実施するアンケートを提出いただければ、来年度は申請できます。
平成 26 年以前と令和 2 年度採択事業者については、アンケート提出は不問です。

<その他加点基準>

経済産業省による地域未来牽引企業（内グローバル型に類型される企業）に選定された企業については、加点とする。

8. 留意点

- ・ 本補助金は当財団と独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）との併願申請を行うことはできない。
- ・ 公益財団法人京都産業 21 で採択された案件と同一内容（申請種別、出願国等）の申請を行うことはできない。
- ・ 交付決定前に出願（国内移行）が完了している案件は対象外となる。
- ・ 交付決定日以前に発生した費用は、補助対象経費とならない。
- ・ 補助対象経費とならない費用は、企業の全額負担となる。
- ・ 本事業で交付決定された場合、企業名、所在地、出願権利種別等を公表する。

9. 問合せ・応募先

公益財団法人京都高度技術研究所
地域産業活性化本部 企業成長支援部 担当 野木
〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134 番地
TEL : 075-366-5222 FAX : 075-315-6634
E-mail : nogi@astem.or.jp

【補助金交付申請に係る添付書類一覧】

資料 No.	添付書類	法人	個人 事業者	事業 協同 組合	商工 会・ 商工 会議 所	NPO 法人
1	登記簿謄本の写し	○			○	○
	住民票の写し (※マイナンバーの記載のないもの)		○			
	定款			○		
2 (*1)	事業概要	○			/	/
	事業者の概要		○			
	組合員名簿			○		
3 (*2)	役員等名簿 (別紙)	○	○	○	○	○
4	直近2期分の決算書 (貸借対照表及び損益計算書)等の写し 等	○		○ (*6)	○	○
	直近2年分の確定申告書の控え等		○			
5	外国特許庁への出願の基礎となる国内出願に係る出願書類(*3)	○	○	○	○	○
6 (*4)	外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等 (写しも可)	○	○	○	○	○
7	外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画 (自己資金・借入金等) (財団公募要領の別紙参照)	○	○	○	○	○
8 (*5)	先行技術調査等の結果	○	○	○	○	○
9	外国特許庁への出願が共同出願の場合は、持ち分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し	○	○	○	○	○
10	その他財団が定める事項(財団別紙参照) 外国特許庁への出願に要する経費に関する遂行状況報告書	採択決定後、補助事業の遂行及び収支の状況について、財団の求めに応じて速やかに報告する。				

- *1 法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能。
- *2 「役員等名簿」については、別紙を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載する。
- *3 PCT 国際出願の場合は、PCT 国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」(INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE)
- *4 「見積書等 (写しも可)」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要 (翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記)。また、交付申請書の「3. 間接補助金交付申請額 (内訳)」における経費区分ごと及び出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かが分かるように記載すること。
- *5 「先行技術調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載する。なお、J-P l a t P a t (特許情報プラットフォーム) 等による検索結果の写し、P C T 国際出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し (商標登録出願の場合は除く) による代用が可能。
※ J-P l a t P a t は国内出願分のみ検索が可能。海外の検査結果については T M-V I E W 等別途検索資料が必要。
- *6 認可庁等に報告しているもの。